

### 第3 麦角混入麦類取締り要領の一部改正関係

麦角混入麦類取締り要領の一部を次のように改正する。

1. 題名を「麦角菌核混入穀類等取締り要領」に改める
2. 第1から第8まで並びに第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「麦角」を「麦角又は菌核」に、「麦類」を「穀類等」に、「麦角混入麦類」を「麦角又は菌核混入穀類等」に、「くず麦等」を「くず穀類等」に、「麦角混入」を「麦角又は菌核混入」に改める。
3. 第2の4の(1)中に「(支所及び出張所を含む。)」を「(植物防疫事務所；支所及び出張所を含む。以下同じ。)」に改める。
4. 第4中「麦角混入麦類加工消毒工場指定要領」を「(麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領)」に、「(支所長を含む。)」を「(植物防疫事務所長及び支所長を含む。)」に改める。
5. 第5の3の(1)を次のように改める。  
(1) 製粉工場にあっては、精選機で選別した後、選別機で選別されない麦角又は菌核混入穀類等は粉砕(ばん碎を含む。麦角にあっては、6つ割れ以上、菌核にあっては10メッシュ以上。以下同じ。)すること。
6. 第5の3中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とする。

7. 第5の3の(5)中「高速」を削り、同(5)を(6)とする。

8. 第5の3の(4)を次のように改める。

(4) 醸造工場にあっては、粉砕又は加熱(200度以上で2分以上加熱)後割砕若しくは加熱(120度以上で10分以上加熱)すること。

9. 第5の3中(4)を(5)とする。

10. 第5の3の(3)を次のように改める。

(3) 飼料工場にあっては、粉砕又は100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱すること。

11. 第5の3中(3)を(4)とする。

12. 第5の3の(2)を次のように改める。

(2) 精麦工場にあっては、精選機で選別した後、選別機で選別されない麦角又は菌核混入穀類等は粉砕又は100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱すること。

13. 第5の3中(2)を(3)とする。

14. 第5の3の(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 製油工場にあっては、100度以上で20分以上又は120度以上で10分以上加熱すること。

15. 第7中「(支所長及び出張所長を含む。以下同じ。)」を「(植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。)」に改める。

16. 第1号様式の記の部分以外の部分中「第1号様式」を「第1号様式(第2関係)」に改め、同様式の表題を次のように改める。

17. 第1号様式の記の部分以外の部分中「麦」を削る。
18. 第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第2関係）」に改め「麦」を削る。
19. 第3号様式の記の部分以外の部分中「第3号様式」を「第3号様式（第3関係）」に改め、「麦」を削る。
20. 第4号様式の記の部分以外の部分中「第4号様式」を「第4号様式（第4関係）」に改め、「麦」を削る。
21. 第4号様式の記の5の(1)を次のように改める。  
(1) 製粉工場にあっては、精選機で選別した後、選別機で選別されない麦角又は菌核混入穀類等は、粉碎（ばん碎を含む。麦角にあっては6つ割れ以上、菌核にあっては、10メッシュ以上。以下同じ。）すること。
22. 第4号様式の記の5中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とする。
23. 第4号様式の記の5の(5)中「高速」を削り、同(5)を(6)とする。
24. 第4号様式の記の5の(4)を次のように改める。  
(4) 醸造工場にあっては、粉碎又は加熱（200度以上で2分以上加熱）後割砕若しくは加熱（120度以上で10分以上加熱）すること。

25. 第4号様式の記の5中(4)を(5)とする。
26. 第4号様式の記の5の(3)を次のように改める。  
(3) 飼料工場にあっては、粉碎又は100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱すること。
27. 第4号様式の記の5中(3)を(4)とする。
28. 第4号様式の記の5の(2)を次のように改める。  
(2) 精麦工場にあっては、精選機で選別した後、選別機で選別されない麦角又は菌核混入穀類等は、粉碎又は100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱すること。
29. 第4号様式の記の5中(2)を(3)とする。
30. 第4号様式中5の(1)の次に(2)として次のように加える。  
(2) 製油工場にあっては、100度以上で20分以上又は120度以上で10分以上加熱すること。
31. 第5号様式の記の部分以外の部分中「第5号様式」を「第5号様式（第5関係）」に改める。